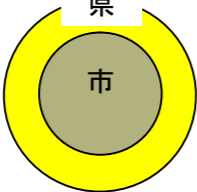
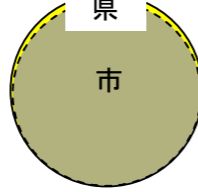
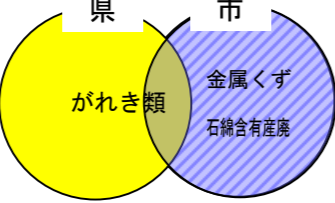


[表] 産業廃棄物収集運搬業許可の合理化の概要と必要な手続き等について

No.	現に受けている許可		現に受けている県と市の許可範囲 (事業の範囲)の違い (資料3を参考にご確認ください。)	事業が行える区域及び 現に受けている許可の効力	4月1日以降の許可申請、 変更届出の提出先及び 市許可更新の可否	必要な手続き																								
	富山県	富山市																												
1	○	○		<table border="1"> <tr> <th>区域</th> <th>時期</th> <th>3月31日まで</th> <th>4月1日以降</th> </tr> <tr> <td>富山市以外</td> <td></td> <td>県許可</td> <td>県許可</td> </tr> <tr> <td>富山市内</td> <td></td> <td></td> <td>県許可</td> </tr> </table> <p>4月1日以降、現に受けている県許可により富山市内でも営業ができます。</p> <p>○ 4月1日以降：現に受けている県許可により、富山市を含む県内全域で事業を行えます。</p>	区域	時期	3月31日まで	4月1日以降	富山市以外		県許可	県許可	富山市内			県許可	○ 提出先 ・ これまでと同じく富山県へ提出してください。	○ 特にありません。												
区域	時期	3月31日まで	4月1日以降																											
富山市以外		県許可	県許可																											
富山市内			県許可																											
2		○		<table border="1"> <tr> <th>区域</th> <th>時期</th> <th>3月31日まで</th> <th>4月1日以降</th> </tr> <tr> <td>富山市以外</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>富山市内</td> <td></td> <td>市許可</td> <td>市許可</td> </tr> </table> <p>これまでと同じく、4月1日以降も富山市内で現に受けている市許可が有効です。</p> <p>○ 4月1日以降：これまでと同じく、現に受けている市許可により市内でのみ事業が行えます。</p>	区域	時期	3月31日まで	4月1日以降	富山市以外				富山市内		市許可	市許可	○ 提出先 ・ これまでと同じく富山市へ提出してください。 ○ 市許可の更新：可	○ 特にありません。												
区域	時期	3月31日まで	4月1日以降																											
富山市以外																														
富山市内		市許可	市許可																											
3	○	○	なし	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>市の許可範囲にあるものが全て県の許可範囲に含まれている。</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>市の許可範囲と県の許可範囲が全く同じ</p>  </div> </div> <table border="1"> <tr> <th>区域</th> <th>時期</th> <th>3月31日まで</th> <th>4月1日以降</th> </tr> <tr> <td>富山市以外</td> <td></td> <td>県許可</td> <td>県許可</td> </tr> <tr> <td>富山市内</td> <td></td> <td>市許可</td> <td>県許可</td> </tr> </table> <p>4月1日時点で現に受けている市許可は失効し、富山市内でも県の許可が有効となります。</p> <p>○ 4月1日以降：現に受けている県許可で富山市を含む県内全域で事業を行えます。 (市許可の効力は失効します。)</p>	区域	時期	3月31日まで	4月1日以降	富山市以外		県許可	県許可	富山市内		市許可	県許可	○ 提出先 ・ 4月1日以降は、富山県へ提出してください。 ○ 市許可の更新：不可	○ 4月1日以降、富山市へ許可証を返納してください。												
区域	時期	3月31日まで	4月1日以降																											
富山市以外		県許可	県許可																											
富山市内		市許可	県許可																											
4	○	○	なし	<p>市の許可範囲で、県の許可範囲に含まれていない産業廃棄物がある。</p> <p>[例]</p> <ul style="list-style-type: none"> 県の許可範囲 がれき類 (石綿含有産業廃棄物を除く。) 市の許可範囲 がれき類、金属くず (石綿含有産業廃棄物を含む。) <div style="text-align: center;">  </div> <table border="1"> <tr> <th>区域</th> <th>時期</th> <th>許可範囲</th> <th>3月31日まで</th> <th>4月1日以降</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">富山市以外</td> <td rowspan="2">県</td> <td>がれき類</td> <td>県許可</td> <td>県許可</td> </tr> <tr> <td>石綿含有産廃</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">富山市内</td> <td rowspan="3">市</td> <td>がれき類</td> <td>市許可</td> <td>県許可</td> </tr> <tr> <td>石綿含有産廃</td> <td>市許可</td> <td></td> </tr> <tr> <td>金属くず</td> <td>市許可</td> <td></td> </tr> </table> <p>現に受けている市許可の有効期間満了後は、県許可によりがれき類を市内で取り扱えます。</p> <p>現に受けている市許可の有効期間満了後は市内で金属くず、石綿含有産廃を取り扱えません。(現在の県の許可に金属くず、石綿含有産廃がないため。)</p> <p>経過措置により市許可の有効期間満了までは、市内でのみ金属くず、石綿含有産廃が取り扱えます。</p> <p>① 市許可の有効期間満了まで ・ 富山市内：市許可により、がれき類(石綿含有産業廃棄物含む。)、金属くず ・ 富山市以外：県許可により、がれき類(石綿含有産業廃棄物除く。)</p> <p>② 市許可の有効期間満了後 ・ 富山市内：県許可により、がれき類(石綿含有産業廃棄物除く。)</p> <p>※ 4月1日以降、市許可は更新できないため、市許可の有効期間満了後も引き続き富山市内で金属くず、石綿含有産業廃棄物を収集運搬するには、市許可の有効期間満了前に県への変更許可申請が必要となります。</p>	区域	時期	許可範囲	3月31日まで	4月1日以降	富山市以外	県	がれき類	県許可	県許可	石綿含有産廃			富山市内	市	がれき類	市許可	県許可	石綿含有産廃	市許可		金属くず	市許可		○ 提出先 ① 市許可の有効期間満了まで ・ これまでと同じです。(県の許可に関することは県へ、市の許可に関することは市へ提出) ② 市許可の有効期間満了後 ・ 県へ提出してください。 ○ 市許可の更新：不可	○ 県の許可範囲にない産業廃棄物(左の例の金属くず、石綿含有産業廃棄物)を引き続き市内で取り扱う場合は、市許可の有効期間満了前※に県へ変更許可申請を行ってください。 [注意] ・ 市許可の有効期間満了から県の変更許可取得までの間は当該産業廃棄物を取り扱うことはできません。 ・ 変更許可には1ヶ月程度かかりますので、市許可の有効期間満了の1ヶ月前までに県へ申請してください。
区域	時期	許可範囲	3月31日まで	4月1日以降																										
富山市以外	県	がれき類	県許可	県許可																										
		石綿含有産廃																												
富山市内	市	がれき類	市許可	県許可																										
		石綿含有産廃	市許可																											
		金属くず	市許可																											
5	○	○	あり	<table border="1"> <tr> <th>区域</th> <th>時期</th> <th>3月31日まで</th> <th>4月1日以降</th> </tr> <tr> <td>富山市以外</td> <td></td> <td>県許可</td> <td>県許可</td> </tr> <tr> <td>富山市内</td> <td></td> <td>市許可</td> <td>市許可</td> </tr> </table> <p>これまでと同じく、4月1日以降も富山市内：現に受けている市許可、富山市以外：現に受けている県許可が有効です。</p> <p>○ 4月1日以降：これまでと同じく、富山市以外は県の許可、富山市内は市の許可で事業が行えます。</p>	区域	時期	3月31日まで	4月1日以降	富山市以外		県許可	県許可	富山市内		市許可	市許可	○ 提出先 ・ これまでと同じです。(県の許可に関することは県へ、市の許可に関することは市へ提出) ○ 市許可の更新：可	○ 県へ以下の書類を提出してください。 ① 産業廃棄物処理業変更届出書 ② 産業廃棄物処理業許可証再交付申請書(別添記載例参照)												
区域	時期	3月31日まで	4月1日以降																											
富山市以外		県許可	県許可																											
富山市内		市許可	市許可																											